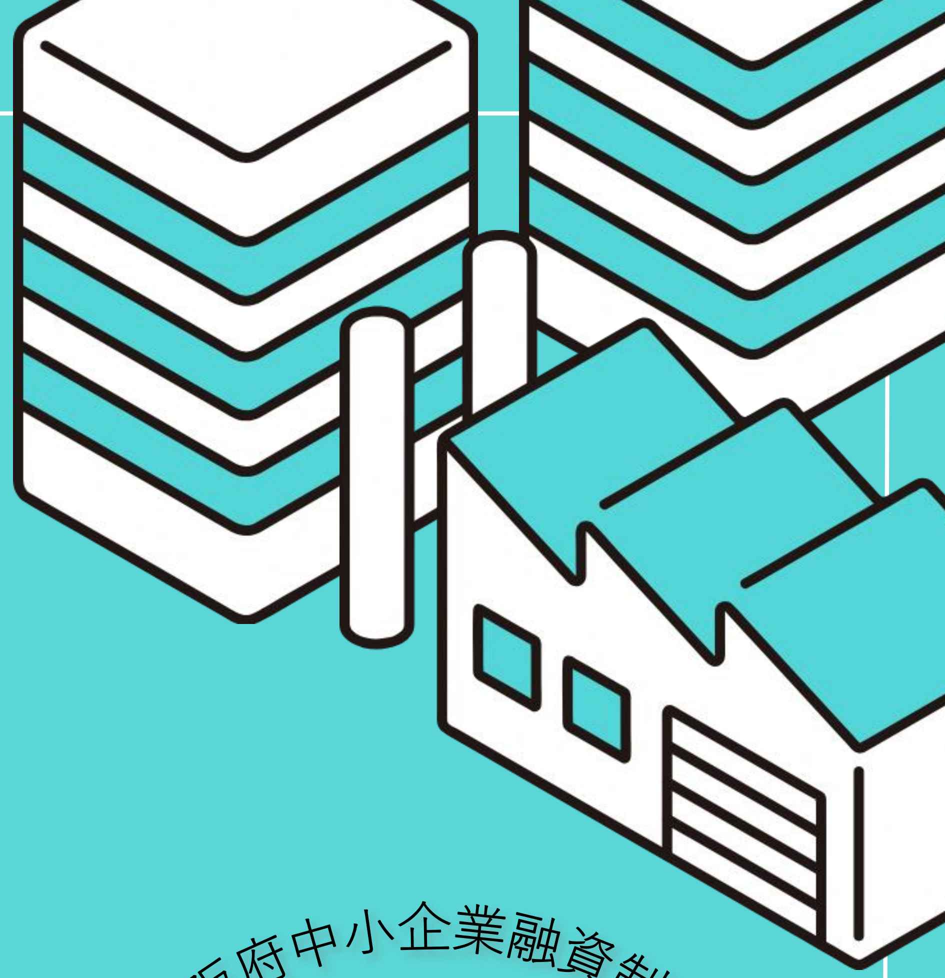

大阪信用保証協会
保証付き融資

茨　木　市
中小企業振興資金
融 資

大阪府中小企業融資制度
小規模企業サポート資金

市町村連携型

令和８年４月

申込資格

※申込資格を満たしても、この制度を利用できない場合があります。（P2参照）

・市内で同一対象業種（P2参照）を融資申込日以前 **６か月** 以上継続して営んでいる

・常時使用する従業員数が **２０人以下** である
※商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は５人

・市税を滞納していない

個人事業主も対象です

融資上限額

１,２５０万円

※大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合、融資限度額に制約があります。

原則　無担保

融資条件

資金使途
運転資金・設備投資
※転貸資金にはご利用いただけません。
市内事業所に対する資金に限ります。

融資期間
１０年以内
（据置期間12か月）

貸付利率
大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」小規模資金の融資利率から融資期間に応じ、
(1) ５年以内　**0.7%を減じた利率**
(2) ５年を超え10年以内　**0.6%を減じた利率**

返済方法
毎月元金均等分割返済

信用保証料
信用保証協会の定める料率
※保証料の補助を受けられる場合があります。（P3 参照）

対象業種

製造業
物品の加工修理業、情報処理サービス、ソフトウェア業を含みます
鉱業
土石採取業
木材伐出業
建設業
物品販売業
動植物、その他通常物品といわないものの販売業を含みます
不動産業
運送業
通運業
倉庫業
物品の寄託を受け、これを保管する業を含みます
印刷業
出版業
飲食店業※
金融業の一部
サービス業
一部対象とならない業種もありますので、ご相談ください
郵便業
電気通信業
電気・ガス・熱供給・水道業

※特に定める場合を除くほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び同法律に規定する風俗営業飲食店で公序良俗に反するなど社会的に批判を受ける可能性のあるものに該当する事業を営んでいる方は申込みできません。

次のいずれかに該当する場合は、ご利用になれません

①農林漁業、金融・保険業（一部業種除く）、風俗営業、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）

②許認可等を必要とする事業で、その許認可等を受けていない場合

③銀行取引停止処分を受け２年を経過していない場合
（原則として、第１回目の不渡を出して６か月を経過していない場合も含む。）

④原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務の履行が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合

⑤原則として、大阪保証協会及び他の保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合

⑥暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合

⑦融資対象設備を茨木市外に設置する場合

⑧その他市長が不適当と認める場合

連帯保証人

個人 ▶ 原則として、**不要**

法人 ▶ 原則として、**法人代表者のみ必要**

組合 ▶ 原則として、**代表理事のみ必要**

次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人を必要とする場合があります。
・実質的な経営権を持つ方
・事業承継予定者
・同一事業に従事している配偶者
・営業許可名義人
・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

信用保証料補助

融資額が600万円以下の場合、信用保証料を市が補助します。

※信用保証料納付後、金融機関の貸付日より **3か月以内**に補助金交付申請書の提出が必要です。

申 請 先　**茨木市　くらし産業環境部　産業振興課**（市役所本館７階）

▼市HPはこちら

必要書類
①融資申込書（写）
②返済予定表（写）（金融機関から融資手続き完了後送付されます。）
③保証決定のお知らせ（金融機関から交付されます。）
④市税の完納証明書
・市民税課にて別途取得していただきます。申請用紙は産業振興課で用意しています。
・取得時に、申請者の本人確認できる証明書及び手数料300円が必要です。
⑤振込先が確認できるもの（通帳等）
⑥印鑑

申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、

事前に取扱金融機関にご相談ください

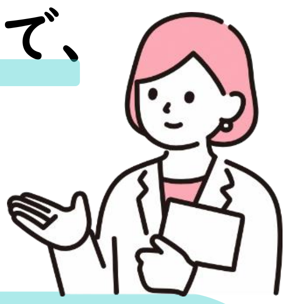

融資申込窓口

北おおさか信用金庫本店営業部	北おおさか信用金庫茨木東支店
尼崎信用金庫南茨木支店	尼崎信用金庫摂津支店
大阪信用金庫茨木支店	京都信用金庫茨木支店
京都中央信用金庫茨木支店	京都銀行茨木支店
関西みらい銀行茨木中央支店	関西みらい銀行茨木支店
池田泉州銀行彩都支店	池田泉州銀行小野原支店
池田泉州銀行富田支店	徳島大正銀行総持寺支店

お申込みの前に必ずお読みください

□このご案内は、茨木市中小企業振興資金融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

□融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関にご確認ください。

□申込書は、原則として申込人ご本人がご記入ください。

□申込書は、申込人ご本人が直接取扱金融機関へ提出してください。郵送では受け付けません。

□融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、茨木市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。

□融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□融資後には、金融機関等によるフォローアップがあります。

	必要書類（注１）		部数
1	□信用保証委託申込書（注２）		1
2	□信用保証委託契約書（令和３年７月１日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出）		1
3	□申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1
4	□資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合は省略可）		1
5	□保証人等明細		1
6	□事業計画書（計画内容が確認できる場合は、他の計画書の準用可）		1
7	□同意書（注３） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各１
8	法人の場合	□履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注４） ・保証協会用１通 ・取扱金融機関用１通	2
		□決算書及び附属明細書（写） ＊決算を２期以上している場合は、直近２期分	2
		□確定申告書（写）（注５） （別表１、４、５等の写） ＊電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。 ＊申告を２期以上している場合は、直近２期分	2
9	個人の場合	□確定申告書（写）（注５） ＊電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。 ＊申告を２期以上している場合は、直近２期分	2
10	印鑑証明書（注６）	□申込人	1
		□連帯保証人（法人代表者）等（注３）	（１）
11	□茨木市の納税証明書のうち、「市税について滞納のない証明書」（注７）		1
12	□担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後３か月以内のもの）		（１）
13	□担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書		（１）
14	□設備資金の場合、契約書（写）、見積書（写）等		該当するもの各１
15	□営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）		
16	□申込み時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあたっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、発行後３か月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合は省略可）		
17	□申込人（法人にあっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格及び在留期間が確認できる住民票抄本（発行後３か月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し（在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済みであって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要）		
18	□新規事業資金の場合、新規事業計画書（注８）（計画内容が確認できる場合は、他の計画書の準用可）		
19	□「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ＊経営者保証を提供しない場合は不要。ただし作成者は事業者ではなく、受付機関とする。		
20	□その他、必要と認められる書類		

（注1）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は２通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注3）申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書及び印鑑証明書が必要です。令和３年４月１日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後６か月経過している場合を含む。）に、保証の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出が必要です。

（注4）令和３年４月１日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後６か月経過している場合を含む。）は必要（写し可）です。２回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。

（注5）書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書（その１またはその２）②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和６年12月31日以前の確定申告書（書面）については税務署受付印による確認を可能とします。※上記資料が添付できない場合は、保証協会の判断により取扱いできるものとします。

（注6）令和３年４月１日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後６か月経過している場合を含む。）は必要（写し可、原則３か月以内のもの）です。２回目以降は変更がある場合等に必要です。

（注7）同一申込期間の申込で、前回までの利用時に提出済みの場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。

（注8）新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。なお、現行事業及び新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。

◇融資を受けられた後に必要な書類

（１）設備資金として融資を受けられた場合は、領収書（写）等の設備実施確認資料を取扱金融機関に提出してください。

（２）保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

茨木市 くらし産業環境部 産業振興課

〒567-8505　茨木市駅前三丁目8番13号　本館７階

TEL 072-620-1620　MAIL sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp